

平成元年政令第二百八号

特定農産加工業経営改善臨時措置法施行令  
内閣は、特定農産加工業経営改善臨時措置法  
(平成元年法律第六十五号)第三条第一項、第二  
項及び第五項第三号(同法第四条第三項において  
準用する場合を含む。)並びに第五条第二項の規  
定に基づき、この政令を制定する。

(特定事業協同組合等)

第一条 特定農産加工業経営改善臨時措置法(以  
下「法」という。)第三条第一項の特定事業協  
同組合等は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合及び協同組合連合会
- 二 農業協同組合連合会
- 三 商工組合及び商工組合連合会
- 四 一般社団法人(特定の事業を行う者をその  
社員たる資格とし、かつ、その特定の事業を行  
う者が任意に加入し又は脱退することがで  
きる旨を定款で定めているものに限る。)  
(関連業種の指定の基準)

第二条 法第三条第二項の政令で定める基準は、  
次のとおりとする。

- 一 その業種に属する事業が当該特定農産加工  
業と同種の原料又は材料を使用し、かつ、製  
造工程の一部を共通にするものであることそ  
の他その業種に属する事業と当該特定農産加  
工業との関連性が高いこと。
- 二 当該特定農産加工業者は当該特定農産加  
工業等がその業種に属する事業を行う者又  
はこれらの者を構成員とする次条に規定する  
法人と共同して事業提携を行うことが当該特  
定農産加工業者又は当該特定事業協同組合等  
の構成員の経営の改善を円滑かつ適確に推進  
するため適切なものであること。

(関連事業協同組合等)

第三条 法第三条第二項の関連事業協同組合等  
は、第一条各号に掲げる法人とする。  
(計画の承認の基準)

第四条 法第三条第五項第三号(法第四条第三項  
において準用する場合を含む。)の政令で定め  
る基準は、次のとおりとする。

- 一 法第三条第一項の計画にあつては、同条第  
三项第三号に掲げる事項が経営改善措置を確  
実に遂行するため適切なものであり、かつ、  
同項第四号に掲げる事項が適切なものである  
こと。
- 二 法第三条第二項の計画にあつては、同条第  
四项第三号に掲げる事項が事業提携を確実に  
すること。

遂行するため適切なものであり、かつ、同項  
第四号に掲げる事項が適切なものであるこ  
と。

(株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付  
けの利率等)  
還期限及び据置期間の範囲は、利率については  
最高年八分五厘、償還期限については据置期間  
を含め二十五年、据置期間については三年とす  
る。

第五条 法第五条第二項の政令で定める利率、償

附則 (平成一九年三月一日政令第三九  
号)  
附則 (平成二〇年九月一九日政令第二  
九七号)抄  
(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、一般社団法人及び一般財団法人  
に関する法律の施行の日から施行する。

附則 (平成二〇年九月一九日政令第二  
九七号)抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施  
行する。

附則 (令和五年三月二九日政令第八〇  
号)  
この政令は、公布の日から施行する。